

【現状】

- 納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化とともに、大手企業を中心に取組が進んできた一方で、地方・中小規模の事業者における取組については、拡大し始めているものの、全国的に進んだとは言えず、一層の推進が必要。
- 納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化に重点的に取り組んできた一方で、販売期限の緩和等、検討すべきの多くの課題が存在。

今後の主な取組案

- 引き続き10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」として設定し、納品期限緩和等の取組が遅れている地方・中小の事業者を中心に、働きかけを実施。
今年度より開始した商慣習見直しに関する取組事例の掲載について、事業者数の拡大及び内容の定期的な更新を実施。
- 輸送手段である段ボールのキズや汚れによる返品や廃棄から発生する食品ロスを削減するためのルールづくりについて、飲料業界での取組を参考に検討（例：輸配送に係る商品の毀損範囲の決定や、毀損した商品の廃棄の費用負担等）

（参考資料）飲料配送研究会報告書（令和元年7月 飲料配送研究会報告書）

国税庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁及び国土交通省は、飲料配送の関係者や法律の専門家等を構成員とする飲料配送研究会を設置し、荷崩れ等に際しての処理に関して、標準貨物自動車運送約款に従うとどのように処理をすべきか、約款の適用についてを明確化。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/inryou_haisou.html

- 販売期限の延長に取り組む事業者の取組状況の把握及び事業者数の拡大策を検討。
- 例えば百貨店においても、販売期限の延長やフードバンクへの寄附など、食品ロス削減の取組が活発化していることから、こうした事業者の参画も検討。